

「経営者保証に関するガイドライン」についてのご案内

「経営者保証に関するガイドライン」（以下ガイドラインといいます）とは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、法的拘束力はないものの、主たる債務者・保証人・対象債権者が自発的に尊重し、遵守することが期待されており、当社ではガイドラインに則った対応を行ってまいります。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. ガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は以下の通りです。但し、「主たる債務者」および「保証人」については、弁済について誠実であり、財産状況等を適時適切に開示する等の要件があります。

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 保証契約の主たる債務者 | 原則、中小企業・小規模事業者等（但し、これに限定されません） |
| 保証人 | 原則、中小企業の経営者（実質的な経営者や第三者保証人も排除されません） |

2. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求める可能性、経営者保証の代替的な融資手法（ABL、停止条件付保証等）の活用の可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている

資産が分離されていない例：法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車などの資産を経営者個人が保有しているなど
経理が分離されていない例：事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付がある、個人として消費した飲食代などについて法人の経費処理としているなど

②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない

資金のやりとり：役員報酬・配当、地代・家賃、オーナーへの貸付など

③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

法人の業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保している、内部留保が十分にあるなど

④法人から適時適切に財務情報等が提供されている

財務情報等：決算上の勘定科目明細のほか、試算表、資金繰表など

⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある

お客様のご意向も踏まえ、ガイドラインに基づいて検討し、保証契約が必要と判断した場合は、要件のどの部分が十分でないために保証契約が必要なのか、またどのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかについて、ご理解いただけるよう可能な限り定量的、客観的・具体的に説明させていただきます。

3. 保証契約の見直しに関するご説明

- ・経営改善が図られたことにより、保証契約の解除等の申入れがあった場合には、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等を真摯かつ柔軟に検討いたします。
- ・事業承継時には前経営者が負担する保証債務は後継者に当然に引き継がせず、後継者の保証の必要性等を改めて検討いたします。
- ・前経営者から保証契約の解除を求められた場合、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による返済能力等勘案し、保証契約の解除を適切に判断いたします。

4. 保証履行時に関するご説明

原則として、保証履行の請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行請求の範囲を決定させていただきます。

5. 保証債務整理時に関するご説明

